

文化財調査委員会

調査目録及び解題

曹洞宗文化財調査委員会

No. 382

四七四 秋田118 禅林寺(続) にかほ市歴
内字城前七五(令和元年九月二日)

〈文書〉

191 御触書写 状一通(後欠)

(安政二年(一八五五))二月二十四日。遠
州(静岡県)金谷河原町の与右衛門の人相
書。『幕末御触書集成』五〇五一所収。

192 〔御触書〕 状一通(断簡)

(安政二年)三月。寺社奉行より海岸防禦
のため諸国寺院の梵鐘などを供出してほしい
旨。『幕末御触書集成』一五八九―(二)所
収。

193 〔宗祖国師号御祝香料納庫ニ付覚〕 状
一通(後欠)

安政二年三月、永平寺副寺・監院より(羽
州仁賀保禅林寺方丈)宛。嘉永七年(安政と
改元)二月、孝明天皇より仏性伝東国師号が
道元禅師に下賜されたことに伴う。

194 〔宗祖国師号御祝香料納庫ニ付覚〕 状
一通

安政二年三月、永平寺副寺・監院より禅林
寺主監宛。

195 祖山監院書状 状一通

卯(安政二年)四月五日、禅林寺主監宛。
本文中の「宗祖国師御崇階」の記載より年代
比定。

196 乍恐奉口上書を以願上候 状一通

安政二年七月九日、陽山寺檀頭与右衛門外
一名・一カ寺より禅林寺御役寮宛。陽山寺

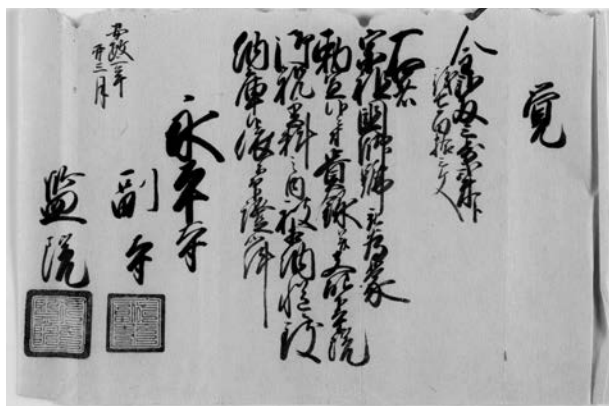
は、にかほ市小国字南野に存し、当寺末寺。
当寺二五世天巖祖明(一八九三寂)の名が記
されているが、文中にある「拙僧」が誰なの
かは未詳。

197 惣持寺役局書状 状一通(一部欠)

(安政二年一二月カ)、禅林寺和尚宛。書
状の上段部分が欠けている。書状内の伝法庵
開基(大徹宗令・一四〇五寂)前遠忌の記載
より年代比定。安政元年正月二五日が大徹宗
令の四五〇回遠忌に当たる。

198 御触書 状一通

(安政三年(一八五六))一〇月〜十二月
一八日。奥書あり。安政三年の一〇月と八月
と一二月と一二月に出された幕府の金銀銅銭
に関する四通の触書(伊勢守殿御渡)を筆写



〔文書〕 194 〔先祖国師号御祝香料納庫二付覚〕

の件など。関三利より羽州仁賀保禅林寺宛。
『幕末御触書集成』四一六〇・一三四〇所
収。

200 〔御触写〕 状一通（前欠）

（安政四年）一〇月〜（安政五年）一八五
八）二月。奥書あり。公儀船・諸家手船・
異国形分通のこと、交易品・米穀のこと、人
相書など。関三利より羽州仁賀保禅林寺宛。

『幕末御触書集成』五一五九・五〇七九・四
二二九・五〇五三所収。

201 御触写 状一通

（安政五年）三月〜八月九日。奥書あり。

三月の貸付金の不正に関する件、六月の五カ
年儉約の件、六月の御養君様御祝儀の件、六
月の金相場の件、七月の將軍（家茂）宣下御
祝儀の件、八月の公方様（家定）薨御の件。

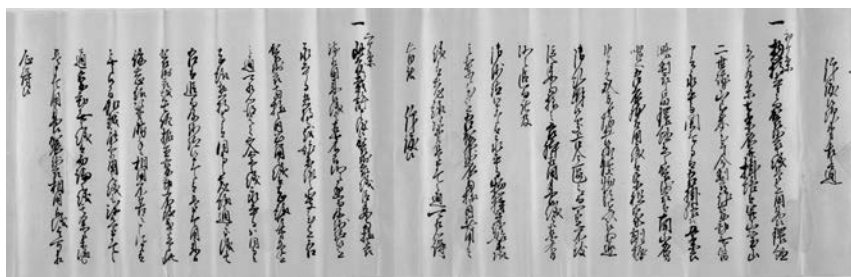
関三利より羽州仁賀保禅林寺宛。『幕末御触
書集成』三九九・五一八・四一六二・四五

四・一三四四所収。

202 惣持寺申達 状一通

安政五年八月、出羽国仁賀保禅林寺宛。

四カ条の御裁許を記す。袈裟の環紐の件、袈
裟衣鉢の件、末派寺院安置の開山木像の件、
衣鉢これまで通りの件。福井市足羽の孝顕寺



〔文書〕 202 惣持寺申達（前半）

する。関三利より羽州仁賀保禅林寺宛。それ
ぞれ『幕末御触書集成』四一五九・四二四
三・七一一（四）・七一六所収。
199 〔御触写〕 状一通（前欠）
（安政四年）一八五七）閏五月〜九月一
三日。奥書あり。閏五月の箱館表の鉄錢鑄立

(単立)宛のものが一部『永平寺史』下巻(大本山永平寺、昭和五七年)の一三二〇頁に、京都府宇治市宇治山田の興聖寺宛のものが『宇治興聖寺文書』三(同朋舎出版)の五四一〜五四三頁に所収。

203 御触写 状一通(後欠)

(安政五年)八月二日〜九月。後掲(文書)212(4)へ続くか。天璋院様(篤姫)のこと。松平薩摩守(島津斉彬(一八五八没))の卒去のこと。『幕末御触書集成』一三三六八・一三六九所収。

204 [御触写]

異なる年次の文書(1)(2)を貼り合わせる。

(1) [御触写] (前後欠)

(天保七年(一八三六)一〇月〜(西)年(天保八年)三月。前掲(文書)131へ続くか。金銀等引替の通用停止品のこと。

大納言様(公方様) 本丸移徙のこと。大塩平八郎の乱のこと。甲州巨摩郡の殺人事件のこと。『御触書天保集成』六〇一七・一

一六八・一一六六・一一八〇・六四二・六四二一所収。

(2) [御触写] (前欠)

午年(安政五年(一八五八))一〇月

午年十一月。将軍(公方様)宣下のこと。

能州石津郡の人相書のこと。『幕末御触書

集成』四六〇・五〇四所収。

205 能州本山役局書状 状一通

未年(安政六年(一八五九))カ)二月五

日、出羽仁賀保禅林寺和尚宛。衣鉢争論時の

未年より年代比定。總持寺からの衣鉢に関する沙汰。

206 [再達・惣益頼母子講等] 一綴

(1)〜(3)を一綴。

(1) [文書留] 一冊(二部破損)

安政二年(一八五五)。禅林寺配下惣代

太白院で記す。羽州由利郡矢嶋龍源寺支配

下と同仁賀保禅林寺支配下に関するもの。

太白院関苗の筆記か。

(2) 再達 一冊

安政六年(一八五九)二月、惣持寺役局

より出羽仁賀保禅林寺宛。惣持寺からの衣

鉢に関する沙汰を記す。

(3) 惣益頼母子講 一冊(一部欠)

安政四年(一八五七)十一月、会主禅林

寺外より。惣人数・会数・条目・連中名前

(三名)等を記す。頼母子講は金銭の民間

互助組織。



同右(後半)

207 御触写 状一通

未年(安政六年)四月。奥書あり。甲州巨摩郡東向村の殺害犯の人相書。関三利より羽州仁賀保禅林寺宛。『幕末御触書集成』五〇五五所収。

208 「差上申世寿法臘時代書之事・差上申寺例証文之事等」 一綴

(1) (6)を紙縫りで綴る。

(1) 奉願上口上覧 状一通

安政二年(一八五五)一〇月、祥雲寺実宗外一名より御本山禅林寺御役寮宛。泰禅実宗(一八七二寂)は祥雲寺(由利本荘市矢島町城内字田屋ノ下)の二一世。祥雲寺は当寺末寺。龍源寺任職に移転する旨。

(2) 差上申世寿法臘時代書之事 状一通

安政三年(一八五六)三月、大砂川村龍泉寺祖宗より御録山宛。禅外祖宗(一八五八寂)は龍泉寺(にかほ市象潟町大砂川字萱)の三二世。龍泉寺は当寺末寺。ときに祖宗は世寿四五歳、法臘三六年。

(3) 差上申寺例証文之事 状一通

安政三年三月、大砂川村龍泉寺祖宗外二名より御本山御役寮宛。龍泉寺伽藍・境内・田畑等を簡条書きする。

(4) 差上申世寿法臘時代書之事 状一通

安政四年、羽州由利郡小砂川邑雲昌寺覚明より禅林寺御役寮宛。夢外覚明(一八九一寂)は雲昌寺(にかほ市象潟町小砂川字砂畑)の二二世。ときに覚明は世寿四四歳、法臘三五年。安政四年閏五月に雲昌寺に初住したことを記す。

(5) 差上申寺例証文之事 状一通

嘉永四年(一八五二)四月、前川村耕伝寺英忠より禅林寺御役寮中宛。毫屋英忠(一八七九寂)は耕伝寺(にかほ市前川字沖ノ免)の二二世。

(6) 御請書 状一通

安政六年(一八五九)八月、羽州由利郡仁賀保小国村陽山寺末同州同郡小砂川村雲昌寺覚明より禅林寺御役寮宛。道元禅師真像・開山像の環紐のこと。

209 「御触写」 状一通(断簡)

(安政七年(一八六〇))正月一五日、正月。外国交易による貨幣釣り合いのこと。

『幕末御触書集成』四一八四所収。

210 寺社奉行定写 状一通

安政七年二月。奥書あり。曹洞宗の衣鉢定。環なき袈裟を着用すべき旨。三月二十九日

文化財調査委員会は、宗門寺院が保有する典籍、文書、絵画等の文化財の破損散逸をふせぎ、保存の処置を講ずるために、調査を行うとともに、その結果を「曹洞宗報」誌上に公表しております。

本掲載資料の中には今日の人権擁護の見地からみて、およそ容認し得ない差別思想を含んだものも存在しています。それらについては、そのつど注意書きを付しておりますが、これは宗門の歴史の実態をあきらかにするための資料としてあえて掲載するものであり、その点、十分にご理解をいただけますようお願い申し上げます。

特に「切紙」中、「部落差別」「障害者差別」「性差別」等の内容については、差別文書でありますので、当該寺院及び資料閲覧者におかれましては、人権擁護・反差別の見地に立って厳重に保管し、差別の拡散、助長になりませぬよう重ねてお願いいたします。

(出版部)

に関三利より羽州仁賀保禅林寺宛。『宗教制度調査資料』第一六「江戸時代宗教法令集」の二三五〜七頁所収。

211 〔御触写〕

異なる年次の文書を貼り合わせ。

(1) 〔御触写〕(断簡)

(安政六年へ一八五九) 一二月二六日。後掲〈文書〉212―③へ続くか。引換銀に関する内容。『幕末御触書集成』四一八二所収。

(2) 〔御触写〕(前欠)

安政七年(一八六〇)三月二九日、関三利より羽州仁賀保禅林寺宛。別の文書を貼り合わせているため、内容未詳。

212 〔触書等貼合〕

異なる年次の文書を貼り合わせ。

(1) 申達(断簡)

御朱印頂戴の寺院に関するもの、内容未詳。

(2) 〔御触写〕(断簡)

中年(安政七年へ一八六〇)三月。奥書あり。武州高井戸宿伊三郎人相書。『幕末御触書集成』五〇五八所収。

(3) 〔御触写〕(断簡)

(安政六年へ一八五九) 一二月。前掲

〈文書〉211(1)の続きか。引換銀の件。外国銀銭通用の件。外国人も下座すべき件。

『幕末御触書集成』四一八二・四一八三・六三三八所収。

(4) 〔御触写〕(前欠)

(安政五年へ一八五八) 九月一〇日〜午年(安政五年) 九月。前掲〈文書〉203の続きか。天璋院御忌服の件。鳴物差免の件。同年一〇月の関三利より羽州仁賀保禅林寺宛副達を付す。『幕末御触書集成』一三七四・一三七七所収。

213 〔御触写〕 状一通(前欠)

(万延元年へ一八六〇) 閏三月〜四月。奥書あり。天文・暦算・世界絵図等の板行の件。東海道横田川渡船賃金の件。大判引替の件。小判両替の件。本丸炎上につき上納金の件。万延元年五月二六日、関三利より羽州仁賀保禅林寺宛となっている。『幕末御触書集成』四七三二・三四〇五・四一八六・四一八八・四一八七・三八七三所収。

214 御両殿書上 両御本山書上 御三利書上 并諸国諸添翰 一冊

文久元年(一八六一) 孟夏(四月)

当寺三四世天明智眼代の書写。禅林寺から

出された諸文書の控え。御両殿は仁賀保主税助と水谷作左衛門。間に八月付の禅林寺御報

充仁賀保誠成書状を挟む。仁賀保誠成(一九〇一没) は仁賀保二千石家当主。

215 〔御触写〕 状一通(前欠)

(文久元年) 五月〜六月。奥書あり。葵の御紋附の件。常州浪人が高輪東禅寺外国人旅宿に乱入した件。大船製造等は開港場奉行の許可を得るべき件。『幕末御触書集成』五六三七・五一六七所収。

216 祖山副寺・監院書状 状一通

戊年(文久二年へ一八六二) 三月五日、禅林寺方丈宛。猶々書あり。本文中の「宗祖国師御崇階御祝香料」の記載より年代比定。

道元禪師に仏性伝東国師号が下賜されたことに因む。

217 〔宗祖国師御祝香料請取ニ付覚〕 状一通

文久二年五月二五日、越前国永平寺内山田甚兵衛より羽州仁賀保禅林寺御役寮様宛。祝

香料を請け取った旨。

218 本山役局書状 状一通

戊年(文久二年) 六月、禅林寺方丈宛。本



〈文書〉216 祖山副寺・監院書状

文中の「本山 二祖禪師五百回忌却後甲子年」の記載より年代比定。本山二祖禪師は總持寺二世峨山韶碩（一三六六寂）のこと。ただし、江戸期には二祖禪師の御忌を實際より一年早い貞治四年（一三六五）示寂説に基づいて行なっており、五百回御忌の甲子年は元治元年（一八六四）に当たるとする。

219 以書付奉願上候事 状一通

文久二年一〇月二〇日、龍雲寺超閑外二名より御本山禅林寺御役寮宛。虎室超閑（一八九八寂）は龍雲寺（にかほ市平沢字上町）の二〇世。龍雲寺は当寺末寺。塩越光岸寺梵海長老遷化に伴い、遺書を受け蚶満寺衆寮の百中長老を任持に迎えたい旨。

220 御触写 状一通

（文久三年（一八六三）六月）亥年（文久三年）九月。奥書あり。上洛した將軍徳川家茂が六月に大坂表に着いた件。小笠原図書頭の御役の件。御軍艦の儀。当今の諱字の儀。神奈川開港の件。川普請の件など。関三利より羽州仁賀保禅林寺宛。『幕末御触書集成』三三二・二八〇九・五一七六・六五二七・五一〇五・四五三三―（三）所収。

221 御触写 状一通

（文久三年）一二月。奥書あり。諸国の関所、江戸出口などを嚴重にすべき旨。関三利より羽州仁賀保禅林寺宛。『幕末御触書集成』三五〇―（一）所収。

222 御触写 状一通

（元治元年（一八六四）五月一日。奥書あり。羽州置賜郡村の騒立の件。大中寺より羽州仁賀保禅林寺宛。

223 関三利告報 状一通（後欠か）

子年（元治元年）六月。本文中の「物持寺二世義山大和尚子年八月五百回忌相当」の記載より年代比定。峨山韶碩（一三六六寂）の五百回忌は元治二年（一八六五）に当たるとする。江戸時代には貞治四年（一三六五）示寂説に基づいており、一年早く元治元年に行なわれている。

224 「御触写」 状一通（前欠）

（元治元年）四月～六月。奥書あり。冒頭に四月付の触書を写すも、前欠で内容不明。ついで五月の物価の儀、品川沖着船の儀、神奈川開港以来の相場高騰の儀などを記す。六月、関三利より羽州仁賀保禅林寺宛。『幕末御触書集成』四三六二―（一）・三九一・四三六三所収。



同右（後半）

225 「御触写」 状一通（前欠）

子年（元治元年）六月〜子年九月。奥書あり。河内（大阪府）誉田八幡宮の件、毛利叛逆の件、常州筑波山の浪士追討の件、川作務入用金の件など。関三利より羽州仁賀保禅林寺宛。『幕末御触書集成』五七七一・五七七二・五七〇一所収。

226 奉願上口上之覚 状一通

慶応元年（一八六五）六月、且中惣代与右衛門外一名・三カ寺より禅林寺御役寮宛。萬照寺後住の件。萬照寺は、にかほ市象潟町川袋字滝ノ下。

227 大本山役局告諭 状一通（前欠）

丑年（慶応元年）一二月、禅林寺和尚宛。追啓あり。

228 「二祖禅師五百回忌修覆助成金請取ニ付 覚」 状一通

慶応二年（一八六六）八月、本山役局より禅林寺和尚宛。

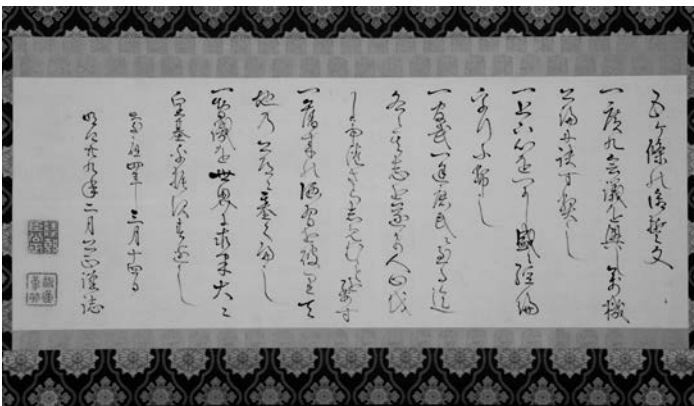
229 奉願口上之覚 状一通（後欠）

（慶応二年カ）、林澤寺外より。林澤寺は由利本荘市東由利田代字西の沢にある。本文中の「川袋村萬照寺学道長老遷化」の記載より年代比定。単禅学道（一八六六叔）は萬照

寺（にかほ市象潟町川袋字滝ノ下）の一九世。

230 五ヶ条の御誓文（写） 状一通（軸装）

慶応四年（一八六八）三月一四日。明治二



〈文書〉 230 五ヶ条の御誓文（写）

九年（一八九六）二月、由利公正（一九〇九没）写。由利公正は越前藩の志士、明治新政府の役人。

231 能州本山在京出役書状 状一通（前欠）
辰年（慶応四年）六月、禅林寺方丈宛。一宗制度の儀。

232 總持寺役局達 状一通
辰年（慶応四年）九月、禅林寺方丈宛。兩本山・兩祖の件など。

233 「太政官日誌 第七十六（写）」・（公用・宗用）御触写」 一綴
(1)・(2)を一綴。

(1) 太政官日誌 第七十六（写） 一冊
慶応四年九月

原本は石井良助編『太政官日誌』第一卷（東京堂出版、昭和五五年）の三九四〜九頁所収。

(2) 〈公用・宗用〉御触写 一冊

（慶応二年へ一八六六）四月二日〜八月二六日。奥書写・告達あり。先に記した触書等を禅林寺役寮で同年一〇月に書き写した。末尾に龍雲寺以下末寺六ヶ寺が署名している。『幕末御触書集成』三四三・四・四二一・五九四二・五九四五・五九

四六・五九五八・四三九五・五九五五所収。

234 本山役局外一ヶ寺書状 状一通
甲子年一〇月、羽州禅林寺和尚宛。總持寺より。五ヶ年化僧の法久寺の件。

235 廻達 状一通
子年五月二日、禅林寺役寮より。越州大山（永平寺）の勸化金五ヶ年割りに関するもの。末寺六ヶ寺が署名している。

236 奉願上候事 状一通
丑年四月二日、雲昌寺大恵より禅林寺御役寮宛。大恵出海（一八六一寂）は雲昌寺（にかほ市象潟町小砂川字砂畑）の一九世。耕伝寺（にかほ市前川）の本葬と萬照寺（にかほ市川袋）の大真長老（実英大真へ一八六一寂）の件。

237 某達書 状一通（断簡）
丑年八月。文中に「江戸総靈寺宿所」の文字がある。

238 靈道祖光書状 状一通
丑年仲秋（八月）、禅林寺宛。靈道祖光（一八七六寂）は總靈寺（千葉県市川市国府台）の四八世。賀詞。

239 「陽山寺出府之節ニ付覚」 状一通

丑年一〇月一九日、大中寺鑑司より羽州仁賀保禅林寺宛。陽山寺（にかほ市小国字南野）は当寺末寺。

240 大中寺鑑司申越状 状一通（二部欠）
寅年三月。一宗住持交代の一條。

241 「金子請取状」 状一通
寅年七月□六日、永泉寺衣鉢より禅林尊利衣鉢和尚宛。永泉寺は由利本荘市給人町。

242 大中寺鑑司申付状 状一通
寅年九月、羽州仁賀保禅林寺宛。宗用の儀。

243 「祝香料等納庫ニ付覚」 状一通
寅年極月（一二月）晦日、永平寺出役侍者

祖燈より仁賀保禅林寺御役寮宛。寅年分祝香料・舍利殿等祝香料。

244 口上書之事 状一通
卯年六月二三日、芹田小□且中より禅林寺

御役者衆中宛。常泉寺（にかほ市芹田）の且中の者病死につき訴書。

245 永平寺監院書状 状一通
卯年七月二三日、禅林寺方丈宛。支配下寺

院一同の祝香料の件。
246 「越州御本山祝香料受取ニ付覚」 状一通

卯年八月三〇日、總穩寺役寮より禅林寺御

役者中宛。總穩寺は山形県鶴岡市陽光町。

247 乍恐以書付奉願上候事 状一通

卯年一〇月、雲昌寺大恵より禅林寺御役寮宛。病のため住職を退休する旨と後席の件。

248 大本山監院書状 状一通

辰年三月一五日、禅林寺主監宛。祝香料の件。

249 「金子書上」 状一通

辰年八月二四日、禅林寺より三浦団右衛門

様宛。

250 永平寺監院書状 状一通

巳年五月一九日、禅林寺主監宛。祝香料の

件。

251 「太白院人数書上ニ付覚」 状一通

午年八月、太白院より禅林寺御役寮宛。僧と下男の人数を代官に報告する旨。太白院

(にかほ市象潟町関字ウヤマヤノ関) は当寺末寺。

252 申上候一札之事 状一通

酉年正月一五日、斎藤助左衛門外四名より禅林寺御役寮様宛。龍雲寺禅随和尚出奔の件。龍雲寺(にかほ市平沢)は当寺末寺。龍

雲寺世代に禅随の名は存しない。

253 「御朱印持参ニ付覚」 状一通(後欠)

酉年一二月。差出人・宛名はなし。

254 「廻状」 状一通(前欠)

亥年四月五日卯刻、禅林寺役寮より。隠居に関するものか。一ニカ寺の署名あり。

255 大中寺鑑司申達 状一通(前欠)

亥年五月四日、羽州仁賀保禅林寺宛。用件不明。

256 「借金銀買掛等之儀ニ付覚」 状一通

(後欠)

亥年一二月、松対馬守より。

(以上資料解題 委員 佐藤秀孝)

本誌掲載資料の閲覧等について

本誌および、『曹洞宗文化財調査目録解題

集』に公表された資料の閲覧ならびに複製を希望する場合には、お問い合わせの上、所定の書式によって申請してください。

○お問い合わせ先

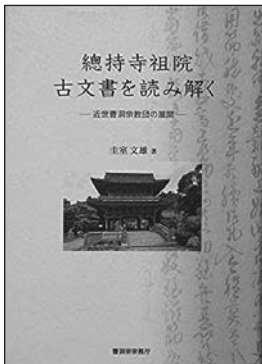
〒一五四―八五二五

東京都世田谷区駒沢一―二三―一

駒澤大学内

曹洞宗文化財調査委員会事務局宛

電話・FAX ○三一六四三二―一五一



總持寺祖院 古文書を読み解く —近世曹洞宗教団の展開— 圭室文雄 著

「小説読むよりおもしろい」?!

總持寺祖院で眠っていた膨大な古文書が、近世曹洞宗教団の全容を解き明かす。寺院の「リアル」を浮き彫りにする名著。

A5判上製 2,200円(税込)



ご注文は曹洞宗ブックセンターへ
0120-498-971